

(3) 施策の内容

1 子ども参加

施策一覧

1. 子ども参加

1 - 1 子どもの権利の尊重

1 - 1 - 1 子どもの生活状況

< 施策 >

1	児童館の再編成と機能の充実	17ページ
2	青少年センター機能の整備	17ページ
3	家庭教育支援事業の推進	17ページ

1 - 1 - 2 子どもの権利

< 施策 >

1	子どもの権利に関する条例の検討	18ページ
2	子どもの権利擁護のための啓発と広報の充実	18ページ
3	人としての権利を尊重する教育の推進	18ページ

1 - 1 - 3 子どもの救済

< 施策 >

1	オンブズパーソン制度（いじめなどからの子ども救出システム）の検討	19ページ
2	要保護児童対策地域協議会の設置	19ページ
3	虐待・虐待再発防止のための学習機会の検討	19ページ
4	養育家庭・里親制度の推進	19ページ
5	スクールカウンセラー派遣の充実と連携の強化	20ページ
6	スキップ教室（適応指導教室）の充実	20ページ
7	子ども自身からの相談に対応できる相談システムの検討	20ページ
8	子ども自身が身を守るための学習プログラム	20ページ

1 - 2 子ども自身の参画への支援

1 - 2 - 1 子どもを支える地域のシステム

< 施策 >

1	子どもによる子どものための企画づくりと事業運営の推進	21ページ
2	児童館の親子で参加できる行事や企画の充実	21ページ
3	子ども調査の推進	22ページ
4	防犯対策の充実	22ページ
5	子どもの緊急避難場所とする事業の推進	22ページ
6	プレイリーダーの養成と活用	22ページ
7	農業体験の拡充	22ページ
8	青少年育成会への支援の充実	23ページ
9	地域の子育て協議会設置の検討	23ページ
10	子育ての仲間づくり、子育てNPO・グループ等の支援の充実	23ページ

11	地域通貨の活用の検討	23ページ
12	地域の人材発掘・活用の推進	23ページ

1 - 2 - 2 集う・遊ぶ・学ぶ

< 施策 >

1	子どもの公共施設利用促進の方法の検討	16ページ
2	子どもによる子どものための企画づくりと事業運営の推進（再掲）	16ページ
3	子ども参加型ですすめる遊び場づくりの検討	16ページ
4	子ども参画による生涯学習事業の推進	16ページ
5	児童館の再編成と機能の充実（再掲）	16ページ
6	「遊びの学校」事業の検討・実施	16ページ
7	屋外の遊び場の充実	16ページ
8	プレイリーダーの養成と活用（再掲）	16ページ
9	中学校の余裕教室を活用した「自習室」事業の検討	16ページ
10	屋内の居場所の充実	17ページ
11	各地域に小さい拠点（居場所）づくりの推進	17ページ
12	出前児童館の充実	17ページ
13	音楽練習室等活用の推進	17ページ
14	図書館の子どもスペースの充実	17ページ
15	図書館利用者交流会の検討	17ページ
16	読み聞かせリーダー育成事業の推進	17ページ
17	体験交流型の子ども旅行事業の検討	17ページ
18	農業体験の拡充（再掲）	17ページ
19	子ども向けの芸術・文化・スポーツの振興	17ページ
20	地域活動体験の拡充	18ページ
21	ものづくり体験の拡充（再掲）	18ページ
22	各国の子どもが集える事業の検討	18ページ
23	青少年海外派遣事業の検討	18ページ
24	身近にボール遊びのできる場所の検討	18ページ
25	おとな利用が中心となる施設に子どもの遊び場併設の検討	18ページ
26	遊び場等の利用手続きの簡素化と予約端末設置の推進	18ページ
27	「総合型地域スポーツクラブ」事業の推進	18ページ

1 - 2 - 3 子どもと情報

< 施策 >

3	子ども参画による広報紙づくりの検討	19ページ
1	市報や市のホームページの子ども向け情報の充	19ページ
2	子ども向け情報提供方法の検討	19ページ
4	情報化社会に対応した子どものためのメディアリテラシー教育の推進	19ページ

1 - 1 子どもの権利の尊重

平成元年（1989年）11月に国連が採択した「児童の権利に関する条約（以下、「児童の権利条約」とします。）」が、日本でも平成6年（1994年）5月に発効しました。「児童の権利条約」には、子どもにもおとなと同様にさまざまな権利があることなどが記されています。子どもの権利を大別すると、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」となり、この4つの権利を守ることが、この条約では定められています。

西東京市では計画当初から、児童の権利に関連する講演会や啓発を行ってきました。

中期計画では、子どもの権利条例の重要性を再認識し、子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を地域で実現するため、子どもの権利に関する条例の策定に取り組みます。条例のなかでは、子ども固有のオンブズパーソン制度の設置について検討していきます。

児童の権利に関する条約（児童の権利条約）

児童の権利条約は、国際人権規定において定められている権利を児童について展開し、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものです。

平成元年（1989）の第44回国連総会において採択され、平成2年（1990）に発効しました。

日本は、平成6年（1994）に批准しています。

（平成18年（2006）12月現在の締約国は193の国と地域）

この条約では、次の4つの子どもの権利を守ることが定められています。

そして、子どもにとって一番いいことは何かということを考えなければならないとうたっています。（日本ユニセフ協会抄訳から）

1. 生きる権利

防げる病気などで命を奪われないこと。

病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

2. 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。

考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3. 守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。

障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど。

4. 参加する権利

自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど。

児童の権利に関する条約（児童の権利条約）の全文（日本語訳）は外務省のホームページに掲載されています。

（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>）

1 - 1 - 1 子どもの生活状況

西東京市の子どもたちは、多くが放課後や休日の遊ぶ場所として自分の家や友達の家などを挙げています。子どもの遊びの支援とともに遊ぶ場の整備が必要であると考えられます。子どもたちの年齢、目的、行動範囲を考え、身近な場所に屋内・屋外ともに安全にいられる居場所（遊び場）を、子ども参加のなかで検討していきます。

西東京市には13箇所の児童館があり、地域の子どもや多くの子育て家庭に利用されています。中期計画では、より多様なニーズに応えていくため、児童館を機能別に再編成し、子ども自身からの相談など子育て支援に対応する機能を充実するとともに、より魅力ある事業展開をすすめます。また、児童館事業の運営に関しては、機能別児童館の特性に合わせ、積極的に地域力の活用を図っていきます。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1 重-1	児童館の再編成と機能の充実 施設の建替えや改修を計画的にすすめる。 児童館を、乳幼児・障害児・中高生等の多様なニーズに応えていくため、地域や役割ごとに機能を特化・充実させ、魅力ある児童館へ再編成していく。 また、子ども自身からの相談を受け止める児童館としての特性を十分に活かし、相談事業をより一層推進していきます。 (再掲)1-2-2、4-1-1、4-4	継続		児童課
2 重-3	青少年センター機能の整備 児童館の再編成のなかで、中高生や若者の居場所施設としての青少年センター機能を付加した特化型児童館を整備していく。 青少年自身の企画・運営への参加を検討するとともに、青少年の学校外活動の情報収集、情報提供、子どもに関する相談活動等を行い、インターネット等を利用して活動の情報を自由に提供する。	新規		児童課
3	家庭教育支援事業の推進 親自身が親役割を理解し、主体的に家庭教育に取り組んでいく力をつけていけるよう、学校・保育園・幼稚園・児童館・学童クラブ・公民館等が連携し、家庭教育支援事業に取り組む。 また、家庭の教育力を高める方策の一つとして、父親が参画可能な事業展開を検討する。 (再掲)3-2-2	継続		子育て支援課 保育課 児童課 公民館

1 - 1 - 2 子どもの権利

子どもは、それぞれがかけがえのない価値と尊厳を持ったひとりの人間です。子どもにとって権利は、人間としての尊厳を持って、自分を自分として実現し、自分らしく生きていくうえで不可欠なものであるといえます。子どもはその権利が保障されるなかで、豊かな子ども時代を過ごすことができます。また、子どもの権利について学ぶことや行使することによって、子どもたちは権利について認識を深め、権利を実現する力や他の者の権利が尊重される力を身につけることができます。

子どもがひとりの人間として生きていくうえで、必要な権利が保障されるために、市民・子ども参加により、「子どもの権利条例」の策定に向けた検討を進めます。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1 重-1	子どもの権利に関する条例の策定 子どもの視点に立ち、子ども一人ひとりの最善の生き方を地域で実現することの基本となる「子どもの権利条例」を策定する。 条例づくりのため、市民参加による検討委員会の設置を検討する。	新規		子育て支援課
2	子どもの権利擁護のための啓発と広報の充実 市報やホームページ等を通じて、子どもの権利擁護についての啓発を行う。 子どもが参加できる機会や時期をとらえ、子どもの権利を認める地域社会をつくるために、子どもの権利条約等の啓発活動を充実する。 子どもの権利条約について、職員・教員や市民への研修会の開催、情報提供及び広報活動に努める。 (再掲)1-2-3、3-2-2-(4)	継続		子育て支援課 指導課
3	人としての権利を尊重する教育の推進 外国人や障害者・高齢者など、お互いの違いを認め合う意識を育む教育の推進と、すべての教育活動を通じた人権・障害者理解の取り組みを地域や学校で推進する。 (再掲)4-3	継続		生活文化課 指導課

1 - 1 - 3 子どもの救済

すべての子どもが人間として尊重される社会を実現することは子どもに対するおとなの責務であり、次代を担う子どもの人権を尊重することは社会の発展に不可欠な要件であると考えられます。ところが、子どもたちは、家庭、学校、地域とあらゆる生活の場で問題を抱え、問題を自分で取り除くことが難しい状況にあります。そこで子どもの人権の侵害に対して適切にかつ具体的な救済を努めることが必要です。

西東京市ではそれぞれの子どもの人権を尊重し確保するために、問題を抱えている子どもが救済され、回復するための支援システム、子ども自身による相談を含めた子どもに関する相談体制、地域の子どもの支援関係機関、関係市民等のネットワークの充実を図る要保護児童対策地域協議会の設置、問題を回避するための学習機会などを充実していきます。また、いじめや子どもの権利侵害から子どもを守るオンブズパーソン制度を検討します。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1 重-1	オンブズパーソン制度（いじめなどからの子ども救出システム）の検討 いじめや不登校など、何らかの問題に遭遇した子どもたちを早期に発見し、その原因を保護者や教職員と一緒に考えるシステムの強化を検討する。 また、子どもに対する活動助成についても検討する。 子どもへの権利侵害を防ぎ、権利侵害があった場合に実態の調査・勧告の権限を持って速やかに対応するため、子ども自身が相談できる子ども固有のオンブズパーソン制度を検討する。	新規		子育て支援課
2 重-7	要保護児童対策地域協議会の設置 児童相談所、子ども家庭支援センターをはじめ、警察、医療機関、保健所、福祉、教育等の関係機関や民生委員・児童委員、地域の市民団体等がネットワークを組み、虐待される子どもの救済に迅速・有効に行動できるよう、児童福祉法に規定される要保護児童対策地域協議会を設置する。	継続 ・ 新規		子育て支援課
3	虐待・虐待再発防止のための学習機会の検討 虐待や虐待の再発を防止するため、親を対象とした学習の機会を検討する。	継続		子育て支援課
4	養育家庭・里親制度 ^{注1)} の推進 養育家庭・里親制度の広報・啓発とともに、連携協力を努める。	継続		子育て支援課

注1) 養育家庭・里親制度：保護者がいないか、保護者がいても子どもを養育できない等、さまざまな事情から家庭で生活できない子どもを、養子縁組を目的とせず、一定期間（原則として1か月以上）一般家庭に迎える制度。東京都では、養育家庭制度という

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
5	<p>スクールカウンセラー^{注1)}派遣の充実と連携の強化</p> <p>中学校には、スクールカウンセラーが配置されているが、同様に小学校にも配置ができるように検討をする。また、小学校に派遣している学校訪問教育相談員との連携を強化し、いじめや不登校等の問題に対応する。</p> <p>(再掲)4-3</p>	継続		子育て支援課 教育相談課
6	<p>スキップ教室（適応指導教室）^{注2)}の充実</p> <p>いじめや情緒的混乱、学業不振等により不登校になっている子どものためのスキップ教室（適応指導教室）を充実し、学習支援や学校生活復帰への援助を行う。</p>	継続		教育相談課
7	<p>子ども自身からの相談に対応できる相談システムの検討</p> <p>子どもが相談しやすい方法を探るため、子ども自身が相談員になるだけでなく、電話・インターネットで相談できる体制を検討する。相談方法を子どもに告知するだけでなく、インターネットなどを実際に使ってみる模擬体験や、相談に参加する子どもの判断力、コミュニケーション力を育成するための研修等の実施を検討する。相談事業は、（仮称）こどもの総合支援センターで実施する。</p>	継続		子育て支援課 関係各課
8	<p>子ども自身が身を守るための学習プログラム</p> <p>犯罪の被害者にならないように、子ども自身が暴力から自分の身を守ることを学習するプログラムの実施を推進する。</p>	継続		子育て支援課 関係各課

注1) スクールカウンセラー：いじめや不登校など、心の悩みに専門的立場から助言・援助を行うために各学校に配置されたカウンセリングの専門家。主に配置された学校の児童生徒、職員、保護者からの相談を担当する。

注2) スキップ教室（適応指導教室）：不登校やいろいろな理由で学校に行けないときに通うことができる教室。対象は、小学校高学年から中学生。学習（復習が中心）、自主活動（スポーツ、パソコン、ゲーム、創作など）を行う。

1 - 2 子ども自身の参画への支援

子どもたちはひとり人間であり、市民のひとりでもあります。子どももおとなの市民と同様に社会の担い手として、子どもに社会が開かれていることが必要です。ところが現実には子どもが社会に参加する場面は非常に制限されています。

西東京市においては、現在のところ事業の企画・運営への子ども参加は十分とはいえません。中期計画では、子どもを対象とした事業や施設の企画・運営への子ども参加の充実を促進していきます。さらに、子どもが市政に対して市民として意見を表明できる場や機会を検討します。

1 - 2 - 1 子どもを支える地域のシステム

子どもたちが地域のなかで活発に行動していくためには、子どもたちが利用しやすい場づくりに地域のおとなたちが積極的に取り組んでいくことが大切です。そのような取り組みに子どもたち自身が企画・参加できるシステムを構築し、子どもの意見を聞く場や子どもたちがさまざまな体験をする機会を積極的に提供していきます。

また、プレイリーダー（遊びの支援者）^{注1)}を育成する事業を引き続き検討し、地域で子どもの育ちを支える仕組みを市民参加型でつくります。

さらに、地域のおとな同士の関係を深めることが、子どもたちの育ちや地域の子育て力を高めるために重要であるという観点から、子育て中の親の情報交換やグループづくりを支援し、親同士のつながりを深めていきます。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1 重-2	子どもによる子どものための企画づくりと事業運営の推進 児童館や公民館、地区会館、いこいの森公園など、公共施設の事業企画・運営・利用への子ども参加や子どもだけで利用できる方法を検討する。 また、子どもの意見を聞く場として、子どもへのヒアリング、意見発表会、子ども議会などの実施を検討する。 (再掲)1-2-2	継続 ・ 新規		児童課 公民館 生活文化課 公園緑地課 子育て支援課
2 重-2	児童館の親子で参加できる行事や企画の充実 児童館事業として、親子で参加できる行事や企画を今後も継続し、充実する。	継続		児童課

注1) プレイリーダー：本来の意味は、プレイパークに常駐し、子どもたちが自由に遊びをするための環境を実現し、遊びの見守りや指導をする大人のこと。ここでは、プレイパークに限定せず、子どもの遊びを見守り、支援をする大人のことをいう。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
3 重-2	子ども調査の推進 子どもたちがいつも使う施設について、利用のしやすさや事業内容等を定期的に評価し、改善提案等をしていく子ども調査の継続と意見反映システムの構築を検討する。	新規		児童課 図書館 (文化・スポーツ振興財団)
4 重-11	防犯対策の充実 市内の公・私立学校関係者による連絡会の設置や合同パトロールの実施、民生委員 ^{注1)} 、児童委員 ^{注2)} 、青少年育成会との定期的な協議と内容の充実を図る。また、不審者情報のネットワークづくりをすすめる。 (再掲)4-4	継続		生活文化課 子育て支援課 指導課 (警察) 情報推進課
5 重-11	子どもの緊急避難場所とする事業の推進 子どもがふいに襲われたりしたときなどに逃げ込める家を公募し、ステッカーなどを貼ってもらい、子どもの避難所とする事業(子ども110番ピーボくんの家 ^{注3)})を推進する。 (再掲)4-4	継続		子育て支援課
6	プレイリーダーの養成と活用 プレイリーダーの育成事業を検討・実施する。また、小学校での「遊びの学校」事業や、地域の子ども遊び支援グループなどに対する、プレイリーダー(遊びの支援者)派遣事業を検討していく。また、中学生対象の遊びの事業を検討する。 (再掲)1-2-2、3-2-2-(1)、4-4	継続		児童課
7	農業体験の拡充 市内農業者の協力により、土とふれあいながら、農家の人と一緒に作付けや収穫などを体験できる機会を拡充する。 (再掲)1-2-2	継続		産業振興課

注1) 民生委員：社会福祉に関して困ったことや心配なことがある場合には相談にのり、市役所や関係機関と協力して手助けする。民生委員法にもとづき、委嘱されている。民生委員は、児童委員を兼務している。

注2) 児童委員：子育てや子どもに関する悩みごとや心配ごとなどの相談にのり、市役所や児童の関係機関と協力して手助けしている。児童福祉法にもとづき委嘱されている。

注3) 子ども110番ピーボくんの家：子どもたちが地域で事件・事故に巻き込まれそうになったとき、子どもの避難所として登録した家、店が保護する。西東京市の各小中学校PTA・保護者の会及び青少年育成会が中心となってすすめている。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
8	青少年育成会 ^{注1)} への支援の充実 青少年育成会の活動支援とともに、相互の交流活動等を支援することで、子ども同士や親も含めた地域社会との関わりをより広く体験できるようにする。	継続		子育て支援課
9	地域の子育て協議会設置の検討 子育て家庭同士、さらには地域で子育てに関心を持っている人々をつなぐ「子育てグループの集い」開催を検討する。	継続		子育て支援課
10	子育ての仲間づくり、子育てNPO・グループ等の支援の充実 「子育てひろば ^{注2)} 」などから生まれた親子グループの自主的な活動の支援や、学童クラブの午前開放など、場所と情報の提供により、子育て中の親たちが気軽に集い、打ち合わせ、情報交換できる場づくりに努める。 子育てサービスの提供機会を増やしその選択肢を広げるため、子育てNPOや子育てグループ等の活動環境充実のための支援を検討する。 (再掲)3-2-1	継続		生活文化課 健康推進課 子育て支援課 児童課 保育課 (社会福祉協議会)
11	地域通貨 ^{注3)} の活用の検討 子どもたちが地域でのボランティア活動などを通じて社会参加できる仕組みとして、地域通貨の活用を検討する。		新規	産業振興課 子育て支援課
12	地域の人材発掘・活用の推進 子どもたちの地域での育ちを豊かなものにするため、主婦や退職者をはじめとする、さまざまな立場の市民が、自分の経験や知識を生かして子どもたちに、技や学びを伝えられるような情報提供や機会づくりを促進する。 (再掲)3-2-1、4-3	継続		社会教育課 (社会福祉協議会) (シルバー人材センター) 関係各課

注1) 青少年育成会：青少年の健全育成のために活動している団体。小学校区ごとにあり、総称を「西東京市青少年育成会」という。各育成会の活動として、まつり、スポーツ大会、もちつき大会などの行事や通学路の安全点検、防犯パトロールなどを行っている。

注2) 子育てひろば：子ども家庭支援センターや児童館、保育園において子育て家庭へ集いの場を提供しながら子育て相談や子育てサークルの支援を行う。

注3) 地域通貨：市民の手で作出す通貨のこと。限られた地域の範囲でしか使うことができない。多くの場合は、NPO等の市民団体が、ボランティア活動や地域社会への貢献を評価する道具として利用し、それらの活動を活性化させることを目的に発行している。

1 - 2 - 2 集う・遊ぶ・学ぶ

子どもたちは、同年代の子ども同士や異年齢の子ども、また地域の大人との関わりの中で、自分自身を知り、多くのことを学び育っていきます。その関わり場面づくりを、集う・遊ぶ・学ぶという視点で推進します。

～集う～

子どもには、ありのままの自分であること、そして安心して人間関係をつくりあうことができる場が大切です。西東京市では、地域への参加、社会教育事業への参加などを通して子どもの力を引き出せる時間と場所を確保していくことに努めます。

また、さまざまな人に出会い、交流することが子どもにとって豊かな人間関係を育むために大切であることを考慮し、異年齢同士の交流や学校以外の子ども同士の交流の取り組みなどを積極的に支援していきます。

中期計画では、子どもが安心して過ごせる居場所の確保を推進するため、子どもが利用しやすい公共施設の運営の検討や、特に青少年が放課後に安心して過ごせる居場所について、検討していきます。

～遊ぶ～

子どもは遊びの中で探求心、冒険心などを豊かにし、集中力、注意力などを身につけます。そのため、子どもの育ちにとって遊びは重要な役割を果たします。しかし西東京市の現状では、遊び場でボール遊びができない等の制限もあります。

中期計画では、西東京市の環境のなかでの自然遊び場や、プレイリーダーの派遣などについて検討します。また、遊び場などの施設の利用手続きを簡素化し、利便性を高めることにより、子どもが利用しやすくなるよう努めます。

～学ぶ～

子どもたちはその育ちに応じて自分を豊かにし、力をつけていくために学ぶことが保障される必要があります。学びは、学校施設および地域の中にも多様な形で求められています。子ども参画による生涯学習事業、図書館、総合体育館、スポーツセンターなどの子どもが学ぶ事業を充実することなどによって、地域の中で子どもたちが自ら育ち、学べる環境の整備を積極的に行います。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1 重-2	子どもの公共施設利用促進の方法の検討 公共施設や事業の企画・運営・利用への子どもの参加や、年齢に応じた子どもだけでの利用を進める。 また、利用料の減免、利用申込資格など、子どもが利用しやすい運営を検討する。	新規		生活文化課 児童課 公民館 関係各課
2 重-2	子どもによる子どものための企画づくりと事業運営の推進（再掲） 1-2-1	継続		児童課 公民館 公園緑地課 子育て支援課
3 重-2	子ども参加型ですすめる遊び場づくりの検討 公園等の遊び場の設置・改善を子どもが企画等を中心に行う子ども参加型ですすめ、子どもが遊びたくなるような遊び場を地域につくる。		新規	子育て支援課 公園緑地課
4 重-2	子ども参画による生涯学習事業の推進 子どもを対象とする生涯学習事業については企画・運営への子ども自身の参画を児童館等と連携し、検討を図る。	継続		児童館 公民館
5 重-3	児童館の再編成と機能の充実（再掲） 1-1-1、(再掲)4-1-1、4-4	継続		児童課
6 重-3	「遊びの学校」事業の検討・実施 現行の小学校の校庭開放、地域生涯学習事業、出前児童館との連携を図りながら、放課後の子どもの安全・安心の活動拠点、居場所事業として「遊びの学校」事業を、国の「放課後子どもプラン」の動向を視野に入れながら検討・実施します。 実施にあたっては、地域の育成会や関連団体、地域市民の協力や参加を得ながら小学校施設を活用し、子どもが安心して集い・遊び・学べる場所とするためにプレイリーダー（遊びの支援者）を配置することを検討していく。 (再掲)3-2-2-(2)、4-4	新規		児童課 社会教育課
7	屋外の遊び場の充実 西東京市の環境における自然遊び場について検討する。公園の使用にあたっては、子どもの遊び支援グループなどと協働するとともに、必要に応じてプレイリーダーの派遣を検討する。 (再掲)4-4	新規		児童課 公園緑地課
8	プレイリーダーの養成と活用（再掲） 1-2-1（再掲）、3-2-2、4-4	継続		児童課
9	中学校の余裕教室を活用した「自習室」事業の検討 放課後や休日の中学校の教室を活用して自習室やグループ学習室への開放事業、地域のボランティアと協力した中学生の自主的活動などを検討する。	新規		子育て支援課 指導課

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
10	屋内の居場所の充実 総合体育館やスポーツセンターの個人開放事業を推進する。	継続		スポーツ振興課 (文化・スポーツ振興財団)
11	各地域に小さい拠点（居場所）づくりの推進 市内の店舗や民家等の一角を提供してもらい、談話コーナーやパソコンの設置等により、気楽に情報検索や語る場づくりを検討する。 子どもに理解がある地域協力者を募り、家や部屋開放など、地域の中に居場所づくりをすすめる。		新規	子育て支援課 産業振興課
12	出前児童館 ^{注1)} の充実 地域特性を考慮し、出前児童館事業を推進する。 実施に際しては子ども参画を視点に入れ、学童クラブや学校との連携を深めながら内容の充実を図る。 (再掲)4-1-1	継続		児童課
13	音楽練習室等活用の推進 音楽練習室の子ども向け利用を促進するとともに、学校の音楽室開放等についても検討する。	継続		生活文化課 指導課 公民館
14	図書館の子どもスペースの充実 現在の子どもスペースの拡充、グループで談話しながら利用できる場、中高生の図書館利用の推進を検討する。	継続		図書館
15	図書館利用者交流会の検討 カウンターで直接、さらには投書での利用者の意見や要望の反映にとどまらず、選書や運営について意見を聞く場づくりを検討する。		新規	図書館
16	読み聞かせリーダー育成事業の推進 子どもが本に親しみ、読書にいそしむきっかけとなる「読み聞かせリーダー」の育成に努める。 (再掲)3-2-2-(1)	継続		図書館
17	体験交流型の子ども旅行事業の検討 旅行を通して子ども同士がふれ合い、一緒に行動することで社会体験できる「子ども旅行」の企画を検討する。		新規	子育て支援課
18	農業体験の拡充（再掲） 1-2-1	継続		産業振興課

注1) 出前児童館：主に土曜日や長期休業日に、計画的に公民館や学校などに出向き、集団遊び活動やものづくりなどを実施する活動のこと。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
19	子ども向けの芸術・文化・スポーツの振興 市民まつり、市民文化祭、市民スポーツまつり、 地域や社寺のまつり、各種施設の行事など、各種 の催しやイベントを通じて、子どもたちが芸術・ 文化・スポーツなどに親しみ、体験できるよう、 子ども向けの企画・運営を充実する。	継続		生活文化課 子育て支援課 社会教育課 スポ-ツ振興課 図書館 公民館 (文化・スポーツ 振興財団)
20	地域活動体験の拡充 青少年育成会等を通じて、子どもたちが地域の環 境美化や福祉等のボランティア活動に参加できる 機会を拡充する。 社会福祉協議会や地域の人材等と連携することに より、児童・生徒が主体的に取り組むボランティ ア活動を行い、人と関わる体験を深め、自主性・ 自立性を高める。	継続		子育て支援課 (社会福祉協議会)
21	ものづくり体験の拡充 公民館での子ども向け事業に、子どもたちがもの づくりを体験できる企画を拡充する。	継続		公民館
22	各国の子どもが集える事業の検討 参加者の企画参加による、留学生と高校、大学、 社会人を対象とする「多文化交流キャンプ」の検 討と宿泊型キャンプを通じた国際理解の推進を図 る。 地域の人々と各国の子どもたちや子育て家庭が集 える祭り事業などを検討する。		新規	生活文化課 子育て支援課
23	青少年海外派遣事業の検討 青少年が世界に目を向け国際理解が進むように、 青少年海外派遣事業を検討する。 (再掲)1-2-2-(3)-		新規	生活文化課 子育て支援課
24	身近にボール遊びのできる場所の検討 身近にある公園や広場などが子どもにとって魅力 的な場所になるよう、ミニバスケット、フットサ ルなど、気軽にできるスポーツの場の設置を検討 する。 (再掲)4-4	継続		公園緑地課 スポーツ振興課
25	おとな利用が中心となる施設に子どもの遊び場併 設の検討 おとな利用が中心となる公共施設に、子どもの遊 び場の併設を検討する。		新規	管財課 生活文化課 公民館
26	遊び場等の利用手続きの簡素化と予約端末設置の 推進 遊び場等の利用手続きの簡素化や、インターネット 予約システムの積極的な活用の推進について検 討する。	継続		情報推進課 関係各課

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
27	「総合型地域スポーツクラブ ^{注1)} 」事業の推進 子どもたちが放課後や休日に、体育館や校庭でスポーツを楽しめるよう、「総合型地域スポーツクラブ」事業を推進する。	継続		スポ - ツ振興課

注1) 総合型地域スポーツクラブ：拠点となる施設を有し、地域住民により自主的に運営され、複数種目が実施可能で、子どもから高齢者まであらゆる年齢層の会員で構成される組織のこと。

1 - 2 - 3 子どもと情報

子どもたちはあふれるほどの情報のなかに暮らしています。あふれる有害情報に翻弄されることなく、自分に必要な情報を適切に受け取ったり発信したりする能力を高めるため、子どもたちによるインターネットの活用力の育成など、メディアリテラシー^{注1)}の向上支援を行っていきます。

また、市が発信する子ども向け情報の提供について、青少年を含め幅広い年齢層が活用できるよう検討していきます。

	施策・事業名及び内容			担当課
		中期	後期	
1 重-2	子ども参画による広報紙づくりの検討 公民館、図書館などの広報紙の取材や紙面づくりへの子ども参加を検討する。		新規	子育て支援課 公民館 図書館
2 重-5	市報や市のホームページの子ども向け情報の充実 子どもにとって読みやすい市報づくりと子ども向け情報の充実、さらには市のホームページの「キッズページ ^{注2)} 」を拡充する。	継続		広報広聴課 子育て支援課 公民館 図書館
3	子ども向け情報提供方法の検討 西東京市のホームページ等とリンクした子ども向けホームページの充実や、子どもへの広報を拡充する。 インターネット等で子ども向け情報を子どもたちが収集しやすいように、学校など子どもの身近な場所にパソコンを設置するように努める。 地域情報を学校に提供するとともに、各学校内に子ども情報掲示板を設置する。	継続		広報広聴課 子育て支援課 教育庶務課 指導課
4	情報化社会に対応した子どものためのメディアリテラシー教育の推進 教科の学習や総合的な学習の時間でのコンピュータの活用など、多様な情報機器を活用した学習を推進するとともに、子どもの発達に応じたメディアリテラシー（メディア情報を適切に受け取ったり発信したりする能力）の育成を推進する。 (再掲)4-3	継続		指導課

注1) メディアリテラシー：メディア情報を適切に受け取ったり発信したりする能力のこと。

注2) キッズページ：西東京市のホームページにある、子どものためのページ。